



2021年10月15日

各位

会社名 株式会社 E d u L a b
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 高村 淳一
(コード 4427 東証第一部)
問合せ先 代表取締役副社長兼 CFO 関 伸彦
(TEL. 03-6625-7710)

(訂正)「特別調査委員会の(中間)報告書受領及び追加調査継続に関するお知らせ」の一部訂正について

2021年10月15日に公表いたしました「特別調査委員会の(中間)報告書受領及び追加調査継続に関するお知らせ」のうち、頭書きの一部に記載内容の不足がありましたので、下記の通り訂正いたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の内容

(訂正前)

しかしながら、有限責任 あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）より、その監査手続の中で、上記の特別調査委員会の調査の範囲外の一部の取引についても、そのコンサルティングフィーの妥当性等についての疑義が検出された旨の報告があり、当該新たな疑義についても特別調査委員会による調査を行う必要があるとの見解が示され（以下、あずさ監査法人より報告があった新たな疑義を「新規事象」といいます。）、3件について、売上計上時期等について訂正を行っております。

(訂正後)

しかしながら、有限責任 あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）より、その監査手続の中で、上記の特別調査委員会の調査の範囲外の一部の取引についても、そのコンサルティングフィーの妥当性等についての疑義が検出された旨の報告があり、当該新たな疑義についても特別調査委員会による調査を行う必要があるとの見解が示されました（以下、あずさ監査法人より報告があった新たな疑義を「新規事象」といいます。）。当社としては、その内3件について、売上計上時期等について訂正を行っておりますが、あずさ監査法人は、新規事象に対する売上高の实在性及び期間帰属の適切性に関連する証憑類の信頼性に疑義を抱き、新規事象の取引の裏付けとして入手した証憑類が十分かつ適切な監査証拠であると判断することができず、新規事象の取引の会計処理の裏付けを入手することができませんでした。また、業務提携先等との取引以外の売上高等においても同様に会計処理の裏付けを入手できていない取引が存在するか否かについての心証を得ることができませんでした。

2. 訂正の理由

「特別調査委員会の(中間)報告書受領及び追加調査継続に関するお知らせ」の公表後に、一部記載内容の不足があることが判明したため、訂正するものであります。

以上